

第6号様式別表5の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 各欄共通	収入金額課税事業とその他の事業とをあわせて行う法人（以下「収入金額課税事業をあわせて行う法人」といいます。）にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
2「役員又は使用人に対する給与」の各欄	(1) 法人の事務所等ごとに、各欄に記載します。 (2) 「期末の従業者数」及び「給与の額」には、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）に係るものは含めないで記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めて記載してください。	(1) 小規模な事務所等については、「備考」の欄にその旨を記載し、他の事務所等と一括記載して差し支えありません。 (2) 外国の事務所等については、国ごと一括記載して差し支えありません。 (3) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
3「期末の従業者数」	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は法第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における役員及び使用人の数を記載します。	
4「給与の額」	法第72条の15第1項第1号に規定する金額（当該事業年度において役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出するもので、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	
5「加算又は減算②」	「給与の額」の欄に記載した金額のほかに、事務所等ごとに記載が困難なもので加算すべきもの（出向先法人が出向元法人に対して支払った給与負担金等）又は減算すべきもの（出向元法人が出向先法人から受け取った給与負担金等）がある場合に記載します。	「備考」の欄に加減算項目の主な内容及び金額を記載します。
6「備考」	現物給与、外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。	
7「役員又は使用人のために支出する掛金等」の各欄（1から16まで）	法第72条の15第1項第2号に規定する金額（当該事業年度において役員又は使用人のために支出する掛金で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））について、次に掲げる区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。 なお、派遣労働者に係る金額は含めないで記載します。 (1) 退職金共済制度に基づく掛金 政令第20条の2の4第1項	10から16の欄については、1から9までの欄の金額に10から16までの欄の金額が含まれている場合にのみ記載します。

	第1号に掲げる金額 (2) 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料 同項第2号に掲げる金額 (3) 企業型年金規約に基づく事業主掛金 同項第3号に掲げる金額 (4) 勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等 同項第4号に掲げる金額 (5) 勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等 同項第5号に掲げる金額 (6) 存続厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 7の欄の金額から8の欄の金額を控除した金額 (7) 事業主として負担する掛金及び負担金の総額 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の政令第20条の2の4第1項第6号括弧書の規定を適用する前の同号に掲げる金額 (8) 代行相当部分 同号括弧書の規定により求めた金額 (9) 適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料 政令第20条の2の4第1項第6号に掲げる金額 (10) 適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額 法人税法施行令附則第16条（適格退職年金契約の要件等）第1項第9号イに掲げる金額 (11) 適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額 同号ロに掲げる金額 (12) 適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額 同号ハに掲げる金額 (13) 適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額 同号ニに掲げる金額 (14) 適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額 同号ホに掲げる金額 (15) 適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号ヘに掲げる金額 (16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額	
8 「派遣元に支払う金額の合計⑦」、「派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計⑨」及び「派遣先から支払を受ける金額の合計⑩」	第6号様式別表5の3の2の①の欄の金額、第6号様式別表5の3の2の②の欄の金額又は第6号様式別表5の3の2の③の欄の金額をそれぞれ記載します。	
9 「⑦×75／100 ⑧」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	
10 「⑨－（⑩×75／100） ⑪」	(1) ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額に100分の75を乗じた金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	